

# 神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方 最終報告の概要

## 1 小中一貫教育に係る動向

P 1

### (1) 国の動向

- ・平成18年 教育基本法、学校教育法の改正（義務教育の目標規定の新設）
- ・平成20年 学習指導要領告示（学校段階間の連携を促進するための工夫）
- ・平成26年 12月 中央教育審議会 答申（小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策）

### (2) 神奈川県における小中一貫教育校の導入に向けて

#### ア 県内義務教育をめぐる現状と課題

##### (ア) 急速な社会の変化について

- ・県全体の5歳～14歳の子ども数は、2040年には2010年と比較して約30%減少する。
- ・日本語指導が必要な児童・生徒の数が全国で2番目に多く、使用される母語も多種多様である。

##### (イ) 学力や学習意欲について

- ・全国学力・学習状況調査では、県の平均正答率は全国と同程度である。
- ・「勉強は大切である」と回答する児童・生徒が、小学校から中学校にかけて大きく低下している。

##### (ウ) 不登校やいじめなどについて

- ・いじめ、不登校、暴力行為の件数などが小学校6年生から中学校1年生にかけて増加している。
- ・自尊感情について小・中学校ともに全国平均を下回っている。

##### (エ) 地域や家庭の教育力について

- ・保護者自身が子育てを手探り状態で行わざるを得ない状況も生まれている。

##### (オ) 学校規模の縮小に伴う、教育環境の充実と教育資源の効果的な活用について

- ・将来にわたって、教育水準の維持・向上を図るため、教育資源の有効活用の検討が求められる。

#### イ 県内における小中連携教育の取組と課題

- 県内の33市町村全てで、小・中学校の管理職・教員が情報交換等をする機会を定期的に持つこと等「小中連携教育」に取り組んでいる。
- ・ 成果は、小・中学校の教職員が顔見知りになり、協力し合う気運が高まったこと 等
- ・ 課題は、連続的な学びの視点で教育活動や指導に生かすところまでには至っていないこと 等

## 2 小中一貫教育校への対応

P 11

### (ア) 急速な社会の変化について

- ・少子化の進行を見据え、公教育としての質の保障のため、異校種の再編統合も視野に入れた小中一貫教育校の導入が効果的であると考えられる。
- ・多様な人やものとの関わりは、9年間の系統的な教育課程を編成する小中一貫教育校で取り組みやすくなると考えられる。

### (イ) 学力や学習意欲について

- ・学習内容の9年間の系統性が深く理解されることで教職員の教科指導力が向上し、児童・生徒の学力・学習意欲がより向上すると考えられる。

### (ウ) 不登校やいじめなどについて

- ・9年間一貫した支援のできる組織作りを進め、学校全体の協働により、全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることが可能となり、いじめ・不登校・暴力行為等の減少につながると考えられる。

### (エ) 地域や家庭の教育力について

- ・地域との協働体制が構築されることにより、地域の方がもつ経験や知識を生かすことができ、家庭の教育力へのサポートが可能となると考えられる。

### (オ) 学校規模の縮小に伴う、教育環境の充実と教育資源の効果的な活用について

- ・小中一貫教育校の導入により、小・中学校が一体的な組織となることで、小・中学校の教職員それぞれの専門性や持ち味が校種を超えて効果的に活用されると考えられる。

### (カ) 小中連携教育のさらなる推進

- ・従来の小中連携の取組を生かし、質の高い教育活動を日常的に展開することが重要と考えられる。

## (1) 小中一貫教育のとらえ

- 小・中学校が、同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、それに基づき行う教育

## (2) 神奈川県としてめざす小中一貫教育校のすがた

- 神奈川県の小中一貫教育校では、次のような子どもたちが育まれることをめざしている。
  - ・ 9年間の教育活動を通して他者を尊重し、思いやる力を育んでいる。
  - ・ 9年間一貫した系統的な教育課程のもと、学習習慣の確立及び確かな学力の育成を通して、自立した一人の人間として社会をたくましく生き抜く力を育んでいる。
  - ・ 地域との様々な関わりをもつ9年間の教育活動を通して社会の中で自己が成長していることを実感し、将来的に社会に貢献する力を育んでいる。
  - ・ 9年間の教育活動を通して個々の良さを発揮することにより自己肯定感を育んでいる。
  - ・ インクルーシブな視点での教育実践により、多様な仲間たちとの学び合いや高め合いを通して、主体的に共生社会を創る力を育んでいる。

## (3) 小中一貫教育校を導入したときの効果

## (ア) 急速な社会の変化について

- ・ 集団の規模が確保され、一定規模の集団を前提とした教育活動が保障されると考えられる。

## (イ) 学力や学習意欲について

- ・ 中学校の教職員が小学校で授業を行うことにより、小学生はより専門性に根ざした授業を受けることが可能となり、学力や学習意欲の向上が期待できる。

## (ウ) 不登校やいじめなどについて

- ・ 小学校の児童にとっては、日常的に中学校の生徒や教職員と共に学び共に生活することにより、中学校での生活に対する不安を感じる事が少なくなることが期待できる。

## (エ) 地域や家庭の教育力について

- ・ 9年間のつながりの中で保護者同士の関係も広がり、例えば、中学生の保護者が小学生の保護者の相談に関わるなど、悩みの共有や解決が図られやすくなる事が期待できる。

## (オ) 学校規模の縮小に伴う、教育環境の充実と教育資源の効果的な活用について

- ・ 小・中学校が一体的な組織となることで、校務分掌が効率的に行われることなど、教育資源の効果的な活用が期待できる。

## (4) 想定される課題及びその解決に向けて検討すべき方策

## 〔施設分離型における日常的な交流の難しさ、移動の時間や安全の確保〕

- ・ 施設が離れている場合、時間的な制約が大きいことから日常的な交流の難しさが想定される。

⇒交流する曜日や期間を決めるなど年間計画に位置づけて実施することが考えられる。移動時には危険箇所を把握し人員の配置が必要であり、PTAや地域の方の協力を得ながらの実施が考えられる。

## 〔教職員に求められること〕

- ・ 教職員には、自身の小・中学校での経験や教職生活の中で慣れ親しんだシステムから変わることや新しいシステムに対応することが求められる。

⇒小中一貫教育校の取組の成果や効果を教職員が実感するための成果指標を設定するなど、可視化の取組や工夫も必要であると考えられる。

## 〔管理職の配置〕

- ・ 一貫した教育活動を展開するうえで重要な事務にかかる意思決定について、校長間の意思疎通が常に必要になるなどの課題が生じる場合がある。

⇒実態に応じた学校間の意思決定の調整システムの整備が求められており、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任しておくなどの方策が考えられる。

## 〔教員免許について〕

- ・ 神奈川県においては、小中両免許を併有している教員数は、全国より少ないという状況がある。

⇒教員免許状を取得しやすくすることや、他校種における指導範囲の拡大等の制度改正が求められる。

**(1) モデル校選定の考え方**

- ・モデル校には、地域や児童・生徒の実態に応じた様々な工夫をこらすことで、その知見を収集し、取組の成果と課題を整理・検証し、県内への普及に取り組むことが求められる。
- ・神奈川県が多様な地域性を鑑み、施設の形態や中学校区の構成、市町村の規模など、状況が異なる複数の地域を選定していくことが望ましい。

**(2) モデル校選定のプロセス****ア モデル校選定の経過**

- 平成 27 年 2 月 5 日 : 一次報告の手交
- 平成 27 年 2 月 6 日 : モデル校の設置にかかる意向確認の実施  
: 意向の有無に関する市町村の回答
- 平成 27 年 2 月 20 日 : 設置の意向を受けた市町村に対し、計画概要の作成依頼
- 平成 27 年 3 月 5 日 : 県教育委員会において、審査し、モデル校（中学校区）を指定

**イ 選定の観点**

施設の形態や中学校区の構成の状況、その他取組の計画が、目的達成のために必要な内容であるか等の観点により選定した。

**ウ モデル校(中学校区)**

- (1)海老名市（有馬中学校区）-有馬中学校、有馬小学校、門沢橋小学校、社家小学校  
[1中1小隣接型と2小分離型の併存]
- (2)秦野市（北中学校区）-北中学校、北小学校  
[1中1小隣接型]
- (3)箱根町（箱根中学校区）-箱根中学校、湯本小学校、仙石原小学校、箱根の森小学校  
[1中3小分離型で町全体の取組]

**(3) モデル校への支援の在り方****ア 県教育委員会の体制作り**

- ・モデル校での小中一貫教育に関わる指導・助言及び支援を行うための小中一貫教育サポートデスクを設置することが必要である。
- ・9年を見通した小中一貫教育を推進にインクルーシブな視点を位置づけていくため、インクルーシブ教育推進課との連携を図ることが求められる。
- ・モデル校(中学校区)への指導・助言、情報収集等のため、教育事務所との連携を図る必要がある。
- ・小中一貫教育在り方検討会議終了後には、県の小中一貫教育推進に係る取組について、継続的に助言するための有識者会議を設置することが求められる。

**イ 市町村教育委員会・モデル校(中学校区)における体制作り**

- ・市町村教育委員会は、小中一貫教育担当を置き、中学校区の管理職や小中一貫教育コーディネーターと連絡調整を図りきめ細かく指導・助言を行うなど、モデル校で小中一貫教育を促進していくための体制を整えていく必要がある。
- ・小中一貫教育を推進していくためには、9年間を通した教育を行うことが子どもたちの成長にとって、より効果があることなどについて保護者や地域の方理解を得ることが必要であり、保護者地域との連携を図っていく必要がある。

**ウ 小中一貫教育校連絡協議会の設置**

- ・小中一貫教育連絡協議会を設置し、各モデル校間での情報交換、情報共有を図り、各モデル校での取組の成果を検証するため、アンケート等を作成し、実施することが求められる。

**エ モデル校(中学校区)に対する人的支援**

- ・モデル校には、連絡協議会への参加や、学校間での連絡調整役として小中一貫教育コーディネーターを配置することが望ましい。
- ・乗り入れ授業を実施するためには、保有免許等を踏まえた教員配置をすることが望ましい。
- ・神奈川県の小中一貫教育校においては、管理職の配置について校長が小中学校で1名であるか、各校にいるかについては規定していない。今後国の制度化の動向を見据えながら、管理職の配置について検討することが必要である。

**(1) 基本的な考え方**

県として、小中一貫教育の推進における市町村教育委員会の多様なニーズに応えられるよう、モデル校での成果等を基に、県の支援の在り方（現状分析、組織体制づくり等）を整理し、継続的に指導、助言又は援助することが、重要と考える。

**(2) 教職員の研修****ア 小中一貫教育推進のための教職員研修の内容**

- A：小中一貫教育を推進するための組織づくりについて
- B：小中合同研修会等の教育活動の在り方について
- C：9年間を見通したカリキュラムづくり等教育課程について
- D：小中合同で行う授業実践及び学習評価について
- E：児童生徒の学力向上のための全国学力学習状況調査等の活用について
- F：接続の時期の子どもへの指導の在り方等生徒指導について
- G：インクルーシブ教育推進の視点を9年間の連続した教育活動の中に位置づけることについて
- H：国や県の小中一貫教育推進に係る施策・動向について

**イ 小中一貫教育推進のための教職員研修の方法****(ア) 総合教育センターが行う研修**

年次研修（教職経験に応じた基本研修）や自己研鑽のための研修講座の中に様々な小中一貫教育推進に係る内容を組み込むこと等が考えられる。

**(イ) 教育事務所が行う研修**

授業力向上に係る研修の中で、各教科等の研修を小中学校の接続の視点をもって行うこと等が考えられる。

**(ロ) 市町村教育委員会が行う研修**

異なる学校段階での指導方法の違いや良さ、児童・生徒の学習や生活の状況の理解等を目的として行う、小中合同研修会等が考えられる。

**(ハ) 県教育委員会（子ども教育支援課）が行う研修**

県の指導主事が直接学校や市町村教育委員会に出向く、出前講座等が考えられる。

**(3) 免許制度における運用の在り方****ア 教員免許の取得についての現状**

神奈川県では、小・中両免許を併有している教員は少なく、さらに中学校の教員が小学校の免許をもっている割合は他県に比べ特に低い現状にある。

**イ 現状での乗り入れ授業における兼務発令について**

小・中学校の教員が相互に学校に行き来し、乗り入れ授業等を行う場合には、市町村教育委員会が必要に応じて兼務についての内申をし、県が兼務発令を行う必要がある。

**ウ 今後の方向性**

現職の教員が他の学校種の教員免許を取得しやすくなるよう、大学や県における認定講習などを充実させる取組について検討する必要がある。

併せて教員免許の併有が、資質能力の向上につながるということや専門性を身に付けることが、幅広い視野に立った教育につながっていくということを啓発するなど、隣接免許の取得を推奨する取組を行っていくことが必要である。

○今後、市町村教育委員会と連携して、新たな地域でモデル校を指定するなどして、その成果を検証し、取組を拡大することが求められる。

○現在国で進めている、義務教育学校や小中一貫型小学校・中学校（仮称）の制度化の動向やその進展を見据えつつ、神奈川県としての小中一貫教育校のとらえについて改めて整理し、その支援の在り方についても検討する必要がある。